

平成21年4月13日  
基徴発第0413001号

都道府県労働局  
総務部（労働保険徴収部）長 殿

厚生労働省労働基準局  
労働保険徴収課長

### 労働保険関係相談対応事業の実施について

標記事業について、下記第1のとおり委託事業を実施するため、今般、下記第2の者と委託契約を締結したところである。

については、下記第3に留意の上、事業の活用及び円滑な運営に協力をお願いする。

### 記

#### 第1 労働保険関係相談対応事業について

労働保険関係相談対応事業（以下「委託事業」という。）の概要は、以下のとおりである。

##### 1 事業概要

##### (1) 労働保険適用徴収手続に係る相談への対応

労働保険適用徴収制度及びオンライン電子申請に精通している相談員を本件委託事業の実施都市に配置し、相談対応の専用回線により、事業主等からの労働保険適用徴収手続に係る相談対応業務を行う。

##### ア 相談電話の設置期間

平成21年5月1日から7月31日までとする。

##### イ 相談電話の開設時間

上記アの期間のうち、月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）までの午前10時から午後5時（正午から午後1時までは除く。）までとする。

##### (2) オンライン電子申請の利用勧奨

上記(1)の相談員が、各地域の主要な業界団体に赴き、オンライン電子申請の利用勧奨を行うとともに、相談対応を行う。

## 2 実施都市

次の12都市において実施する。

札幌市、仙台市、さいたま市、東京都特別区、横浜市、新潟市、静岡市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市。

## 3 事業実施期間

平成21年5月1日から7月31日までである。

## 第2 委託先

本件委託先として、全国社会保険労務士会連合会を選定し、委託契約を締結したところである。

## 第3 留意事項

本件委託事業の実施都市を管轄する都道府県労働局においては、相談対応事業における回答困難事案への対応及びオンライン電子申請の利用勧奨に係る業界団体の選定等、事業実施主体である都道府県社会保険労務士会が事業を実施する際に適切に連携・協力体制を構築されたい。

## 「労働保険関係相談対応事業」委託要綱

労働保険関係相談対応事業（以下「委託事業」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

### （目的）

第1条 労働保険関係相談対応事業は、

- (1) 事業主等からのオンライン電子申請を含め労働保険年度更新等労働保険適用徴収手続に係る相談に対応し、同手続を円滑に行えるよう環境を整備すること、
- (2) 各地域の主要な業界団体に赴き、オンライン電子申請の利用勧奨を行うとともに、相談対応することにより、年度更新申告手続における電子申請の利用率向上を図ることを目的とするものである。

### （事業の内容）

第2条 本事業の目的を達成するため、以下の業務を行う。

- (1) 12都市（北海道札幌市、宮城県仙台市、埼玉県さいたま市、東京都特別区、神奈川県横浜市、新潟県新潟市、静岡県静岡市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、広島県広島市、福岡県福岡市）に労働保険適用徴収制度及びオンライン電子申請に精通している相談員を各4名（東京都は8名）配置し、相談対応の専用回線により、事業主等からの電子申請を含め労働保険年度更新等労働保険適用徴収手続に係る相談業務を行う。

相談電話の設置期間は、5月1日から7月31日までとし、開設時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）までの午前10時から午後5時（正午から午後1時までは除く。）とする。

なお、回答が困難な問合せについては、都道府県労働局へ取次ぎを行うこととし、同局職員にて対応を行う。

- (2) 前号の相談員が、各地域の主要な業界団体に赴き、オンライン電子申請の利用勧奨を行うとともに、相談対応を行う。

業界団体への訪問による利用勧奨については、5月上旬までに各地域ごとに選定した10団体程度に行うこととする。

### （委託の対象）

第3条 厚生労働省労働基準局長（以下「委託者」という。）は、予算の範囲内において採択する額で、本事業の実施に必要な特定の技術等を有する者（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

### （特定の技術等）

第4条 前項に規定する本事業の実施に必要な特定の技術等は、次のとおりとする。

- (1) 労働保険制度、特に、労働保険の適用・徴収及び事務組合制度並びにオンライン電子申請について専門的知識を有する相談員を全国各地域に一定数以上

確保できること。

(2) 全国各地域の主要な業界団体に関する情報を保有していること。

(受託者の選定)

第5条 受託者の選定に当たっては、「労働保険関係相談対応事業の公示」により、受託を希望する者から企画書等の提出を求め、企画競争を実施する。

2 委託者は、厚生労働省労働基準局内に企画書評価委員会を設置し、提出された企画書等について審査を行わせ、最適と認める者を選定する。

(委託事業実施計画書の提出)

第6条 前条第2項において、採用となった企画書等を提出した者は、「委託事業実施計画書」(別添1。以下「実施計画書」という。)を委託者に提出するものとする。

(契約書)

第7条 本事業の実施に必要な事項については、労働保険関係相談対応事業委託契約書(別添2。以下「契約書」という。)に定める。

2 委託者は、前条の実施計画書を受理したときは、支出負担行為担当官に通知し、支出負担行為担当官は、事業の目的に照らし、適当と認めるときは、契約書により受託者と契約を締結するものとする。